

第51号議案

尾張旭市国民健康保険条例の一部改正について

尾張旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年9月2日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尾張旭市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(罰則) 第 1 3 条 尾張旭市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽</u>の届出をした場合<u>又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。	(罰則) 第 1 3 条 尾張旭市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項</u>の規定による届出をせず、<u>又は</u>____<u>虚偽</u>の届出をした場合_____ _____においては、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。

附 則

(施行期目)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(經過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。